

す。御迷惑かけるならそんなことはやめてほしいんです。全然ないでしょう。

そういう答弁で何とか議會をすり抜けていこうと、後は何とかうまくやれるわいと思っているわけですか。そういうことであれば予算その他についての質問で、ここについては集中してやらなければいけなくなります。つまり、この中できちんと答えが出てくると、三月議會で答弁するということですから、ほかの機会はないわけでしょう。これについての条例化でもない限り中身についての検討はできないわけです。だから一般質問で聞いているわけじゃないですか。そうでなければ、予算の折や、あるいはほかの折に聞くことができるわけです。

それから、例えばこういうふうに見解を持っているかもしれない。例えば総務委員会内で発言をして、あとはもう全員協議会で御了承を得たいと思っているかもしれないけれども、全員協議会に対する思想が違ふからしようがないかもしれないけれども、全員協議会というのは議會の政治機関じゃないですから、そこでどんどん、つまり僕は今まで須崎さんの答弁を聞いていて、全員協議会でこのように御理解願いますと再三発言しているんです。それは僕は間違いだと思えます。全員協議会の位置づけと議會本体の位置づけをどういうふうに考えているか、別のチャンスに聞いてみたいと思えますけれども、そういった形で何とか切り抜けていけば教育委員会のメンツが保てるんだと、体育館はできるんだと、そういうふうに通じているとすれば僕は許してはいけないことだと思えます。委員会が同じようなことを言っているわけじゃない、そういうことから言いますと、今の教育長の答弁は全く答弁ではないということをはっきり指摘しておきたいと思えますし、そういう答弁で議會を何とか、つまり三ヵ月をのりくらり逃げたいというのなら、また別のことを考えなければいけないというふうに思います。覚悟してください。

とにかく二名の配置については、僕はやはり職員配置をすべきだと思いますし、今までの田園の体育館で五人配置の中で社会体育をやってきたわけです。そういったローテーション体制からどうやってもう一館できるためのことに、考えた最善の方法というのを考えてほしいし、そのことをどこにも諮らず勝手に教育委員会だけが決めるとすれば、市民に対する、あるいは職員に対しても背任行為になることが十分にあり得ます。きちんとしたビジョンとプランがあって、その上で社会教育を考えるんだ、社会体育を考えるという姿勢がどうしてないんですか。ないんだから今さらごちゃごちゃ言ってもしょうがない。

とにかく、そういうことから言いますと、きちんとした職員配置を今後やってほしいと思えますし、それこそが地域の

皆さんの御希望だというふうに私は思っております。

それから、今まで田園でつくってきた社会体育の運営の仕方を損なわないように、あるいはその体育館の本館、分館的な思想というのは前回の質問でもしましたけれども、まだあるかどうかかわからないというのですが、本館、分館的な思想がもしあるとすれば、その上で、どうやって地域体育がうまくいくのか、あるいは須崎さんの答弁の中にありましたように、将来的には福生にもつくることを考えていくんだと。それで具体的に考えるには検討する機関が必要なんだというような答弁をしているわけで、これも、どういう機関ですかと聞いても知らぬ顔の半兵衛ですから、言ってしまったものはしょうがないという顔をしているわけで、機関がもしもつくりたいとすれば、こういう機関があるからこそ市民のためになるんだとビジョンを出すべきでしょう。言ってしまったからしょうがないというような感じで、後は知らぬ顔をしているのはとんでもないことだと思えます。基本計画に沿って総合計画をやっていくんだと、それは当たり前のことで、だからこそ教育委員会の存在価値があるじゃないですか。

そういうことについての認識も全くない、志の低い答弁でがっかりしましたけれども、とにかくきちんとした職員配置を今の体育館のことを壊さない範囲の中できちんとやっていく、そのためには採用ということだってあり得るんじゃないかというふうに通じてますけれども、そこについても言わないんです。要するに二名の配置は現在の職員の中から置く、どうやって置くかについては何も言わないで、そう言っているだけです。そういうようなことではどうしようもないことだと僕は思います。

一応、要望だけです。そのところについては今後きちんとした形で見詰めていくしか仕方がないと、今後追及され続けることを覚悟してください。

以上で要望しておきたいと思えます。終わります。

○議長（森田治男君） 次に、十五番加藤謹之助君。

（十五番 加藤謹之助君登壇）

○十五番（加藤謹之助君） 私は最後の質問者になりましたけれども、もうちょっとお時間を拝借しまして一般質問をさせていただきます。私は、二問だけでございますので、簡単でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

私の質問は、すでに御通知申し上げました西口再開発についてと中水道でありますので、よろしくお願いいたします。私たちの愛する福生を住みよいまちにすることがありますが、現在の福生は千ヘクタールの土地の中に、基地に三分の一を摂取され、その三分の二に五万三千人の人口がひしめいて生活している状況であります。そのためには、住みよい福生の都市基盤の整備をしなくてはならないと思いますが、その中の市の中心商業地であります西口商業の活性化を図ることが重要な課題ではないかと思ひます。

それには、まず西口の再開発ということですが、約十年前から提起され、五十七年には調査報告書が作成され、その後、各ブロックや街区ごとに説明会が開かれ店主の話し合いの場が何度か持たれました。店主と話し合っている場で何度か持たれましたが、その後、社会経済情勢の変化等があつてなかなか関係者の意欲が盛り上がりず具体的な話になつて結論が出ず、今日に至っております。

しかし、市の努力によって橋上駅も完成し、さらに駅広公園も六十二年にでき上がるという現状であります。地元でも何とかしなければという気持ちですが、遅々として遅き感がありますが、しなければならぬという現実には必死であります。

そこで、例えば現在の福生の商業の実態からどうしようか、近隣の市町村の大型店舗の誘致に成功し、また福生の商店も長年にわたつて西多摩の商業中心の地位から落とされるような現状であります。例えば国の統計調査によれば、五十七年度と六十年度を比較すると、福生市では商店数が一二・四％減つております。また従業員数では九・六％減となっております。年間の販売額が五百五十九億円で五十七年度より四・五％減となっております。殊に西口商店街の落ち込みはひどく、各店舗では従業員を減らして家内従業員で賄っている状況であります。他市の近隣商業地区の売り上げは逆に一五％ないし二〇％アップしているのに福生の商業地区は年々売り上げが落ち込んでいる状況であります。

駅前西口商店街の活性化は、福生市の豊かなまちづくりの基本問題でありまして、時代の変化は著しく、近代的な遊園地的な買い物の場になるとか、また美術館等を合併して文化的な買い物の場になるとか、意見はいろいろあると思ひますが、何と言つても時代に即応したまちづくりをしなければならぬことは必至であります。

そこで質問いたします。福生駅西口周辺商業の実態を調査するというのに専門家による経済診断や商業診断等あらゆることをするための資料収集を実施しているか。また、どのような方法で実施しているかお聞かせください。

また、西口再開発が必要な事項は関係道路網の整備並びに公共施設の整備、集合施設の整備と商業共同施設の整備等だが、これは前の調査報告書の現在の開発についてと変更があつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上述べましたが、何と申しましても開発するには大変至難なことでありまして、準備組合を設立したり共同意識の高揚と将来に向かって意欲の向上がなければ再開発はできません。何とかこの機会に西口商業の活性化につながる事業を実施したいと思ひますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、福生の上下水道の完備に関連いたして、市民の皆様が快適な生活ができるようになりまして、それぞれ新しい住宅やマンションができてきましたが、そろそろ中水道を考えなければならぬと思ひます。例えば近い将来に必ずや水飢饉で渴水がくると思ひます。福生だけではなく中水道化ができませんが、昭島にある多摩川上流下水道の終末処理場に加盟している五市二町で東京都と話し合い、中水道につくっていくことが必要ではないかと思ひます。

この点について理事者側の回答をお願ひしたいと思います。以上で第一回の登壇の質問は終わらせていただきます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 加藤議員さんの御質問にお答えいたします。

最初に、都市基盤の整備、福生駅西口の再開発についてでございます。

再開発についてお答えいたしますが、事業者の皆様方におかれましては、まことに厳しい商業環境の中に置かれているところでございます。近隣における大型店の出店、町並みや道路整備による顧客動向の変化あるいは長時間営業店の郊外進出などによりまして商圏が大きく浸食されております。

このような状況は、昭和六十年に実施いたしました商業統計の結果が昨年発表されまして、数量的にも明らかになってまいりました。

市といたしましても、これらを踏まえまして東京都商工指導所の指導を仰ぎながら、昭和六十二年には駅周辺の商業状況の調査を実施いたしまして、その調査をもとに翌六十三年度に商業診断をしてまいりたいと考えております。

今回予定してます調査は、商店街における人の流れ、消費者の買い物動向、事業者の経営実態等の診断に必要な調査がその内容となっておりますので、現在の商業実態、商業環境というものが明らかにってまいれるものと思われれます。

この調査の結果及び診断につきましては商栄会にも御提供申し上げますので、今後の御論議の場で御参考にしてくださいと存じるわけでございます。

続きまして、西口の開発の調査報告のことでございますが、福生駅の西口再開発につきましては大変に御心配をいただいている事案でございますが、何とか関係者の合意が得られるよう努力をいたしておるところでございます。

こういった中で、市はできる公共施設の整備をいたすべく、もちろんこれをてこに地元の奮起をも期待いたしまして、昨年、福生駅の橋上化あるいは自由橋の改修を行ってまいったところでございます。さらに六十二年度には旧駅舎等の跡地を広場公園に、あるいはロータリーの一部を拡幅整備をするよう予定をしているところでございます。五十六年度の調査報告では、駅前広場につきましては駅を中心に両側へ拡幅するよう、また駅舎につきましても広場から見れば中心に建設されるよう計画していましたが、昨年十一月に完成をいたしました橋上駅舎は諸般の事情によりまして青梅側へ建設され、現在の広場からやや外れております。

したがって、駅舎は広場のセンターに位置することが最も望ましいわけでございますので、将来、駅広を中心に北側へ広げられるかどうかを現在検討いたしているところでございます。また自由橋の西口の階段につきましても南側へ一方向だけですので、利用者の利便を考慮いたしましてできるだけ早い時期に北側へも階段や、これに伴う広場等を整備できるように、現在、関係者と話を進めているところでございます。

こういった動きの中で、最近、駅に近い第一街区の中で再開発への気運が高まりつつあります。私も二月の二十七日に行われました地元の話し合いに出席いたしましたので、何とかこの気運が醸成されるよう努力をしてまいったところでございます。

次に、中水道についてお答えをいたします。中水道の有効利用と下水道への放流量の削減を図るため、大規模な建設物等にかかわる雑用水や下水処理水を利用して節水型都市を形成するための中水道の整備については、将来における行政の課題であると思います。

この御質問は大変に大きな範囲についての構想であると考えますので、将来においてはこのような規模で中水道の利用が図られることが有効であろうと思われる。

現状について触れてみますと、大きなビル等が雑排水を水洗便所へ利用している程度にとどまっておるのが多いように

あります。また下水道処理水を中水道として集団利用しておりますのが新宿区の高層ビル群における程度でございます。中水道の利用を図るための設備をつくるにいたしましたが、経済効果なども考えあわせないわけにいかないものと思われ

ます。その一つの目安といたしましては、再利用汚水量が一日当たり百立方メートル以上ぐらいであると言われております。

以上のことを考えてみますと、地域としての中水道の整備につきましてはかなりの土地の高度利用が図られる段階の中で取り組んでいかなければならないことであると存じております。

このようなことからいたしまして、公共事業としての中水道の整備につきましては、国の方針ができた段階で五市二町と協議をしていきたいと考えております。

以上で答弁にかえます。

○十五番（加藤謹之助君）　ただいまは大変いい回答をいただきましたありがとうございます。

商業診断ですか、都市基盤の整備の方ですが、五十七年度より六十年代までなぜこんなに落ち込んだのか、そこら辺がどの程度の商業診断をしたか、経営診断をしたか、その点をもう一度お聞きしたいと思うんです。実態を調査したのが今までは商工会が多かったと思いますが、市側ではどの程度にやっていたのか。そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、市長さんが六十二年度の施政方針に、今度は活性化の方向を探るための調査をするというお話でございますけれども、今までが余りにも調査がなかったりしたと思うんですが、ぜひひとつ部長さんあたり決意を持ってやっていただきたいと思うんです。

それから、西口開発の方でございますけれども、今、銀座通りにしても二小通りにしても一方通行が多い。それから一六ですか、これも一方通行だということでございますけれども、これを何とかしなければならぬと思うんです。それで、できれば迂回ができるような道があれば駅前通りの交通が緩和するのではないかと思います。その点ひとつお願いしたいと思います。

それから、ちょっとお聞きした一六が六メートル道路になるというお話でございますけれども、原野さんですか、並本さんの所を左に曲がるというけれども、あの道路は狭隘であります。拡幅の予定があるかどうか。これは開発が始まら

なはちあつと回答ができないと思ひますけれども、できたら回答していただきたいと思ひます。

それから、公営駐車場でございますけれども、あれが一方通行で非常に入りにくいので、これの見直しをする気があるかどうか、これもお聞きしたいと思います。

それから、公共施設の整備ということでございますけれども、何か駅前公園、駅前公園ですか、その公園ができたとかというお話も聞いておりますが、どの程度の公園のもとに駅広をつくるのか、その点もできましたら教えていただきたいと思ひます。

ただいまの橋上駅が左へ寄っているという市長さんのお話でございますが、私もそう思ふんです。あの駅広を何とかしなければならぬと思ひますし、鼻が曲がっているみたいになつてと駅の入り口が曲がっているような気がするのです、その点もよろしく願ひしたいと思います。

それから、中水道ですが、今お話を聞きますとなかなか時間のかかるようなお話でございますけれども、何かお聞きによると、大きなビル等ではその中で自家でやっているようなことを聞いておりますが、そういう施設はどういうふうな方法でやっているか、それをちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上、何点か質問をいたしますのでよろしく願ひいたします。もし開発に関係して、ちょっと言えないというんでしたらそれは結構でございます。よろしくどうぞ。

○市民部長（古谷正夫君）

自席からお許しいただきまして第一点の御質問にお答えさせていただきます。

六十年代に統計調査が行われたわけでございますが、これは国の商業統計の調査でございます。五十七年度から三年に一度行われるわけでございますが、その中で調査されました数字におきましては大幅に落ちているというふうなことでございます。

じゃあこれはそれがというふうなことでございますけれども、この商業統計調査につきましては、それまでの分析は細かくは分析されております。日本全体的に景気が落ち込んでいるというふうな状況から落ち込んでいるというふうなことで、それから先ほど市長が答弁をしておりますとおり、近隣の市町に大型店が出店したというふうなことも大きな理由かと思つておるわけでございます。

分析につきましてはさようなことで、全体的な景気の落ち込みというふうな傾向が多分に強いんではないかというふう

に認識しておりますので、よろしくどうぞ願ひいたします。

○建設部長（森田 進君）

自席からお許しをいただきまして、何点か御質問をいただいておりますので御答弁を申し上げます。

まず西口の開発に関連しての御質問で、特に道路網の関連でございますが、御案内のように西口につきましては商業地域ということもございまして非常に交通量が多いわけでございますが、それに引きかえまして今道路網が狭いと、そんなふうなことから十数年来もう交通については一方通行というような形がとられておりまして、御指摘のように、現在あそこに公営の駐車場等ございますけれども、ああいったものについての利用効果、そういったものを考えて見た場合に果たして今の交通の流れでいいのかどうかと、そういう問題があるわけでございますけれども、何分にも道路の交通状況につきましては警察の管轄等もございまして、市の方で施設の利用を理由に道路の流れを変えるとか、そういうふうなことは実際にはできないんだろうと、そんなふうにして思つております。

抜本的には再開発その他で道路網の整備をすると、そういうふうなことが解決の道であろうと、そういうふうに一応考へております。

一つ、具体的な例といたしまして、一街区の裏側の道路に対するお話がございましたけれども、確かに道路そのものが斜めに走っておりまして、しかも一方通行だと。今、市が青梅線の側道につきましては先般全協で申し上げましたように別館用地の確保、そういったものとあわせまして、今お話の道路までの六メートル整備については何とかできるんじゃないかと思ひますけれど、その関連します今の道路につきましては、あれをあのままの状態で広げるといふようなことは、やはり道路機能からしてなかなか問題があると思ひますので、やはり開発の中で考えていきたいと、そのように考へております。

それから、駅前広場の問題でございますけれども、これにつきましては今おかげさまで六十二年で一応国鉄用地を買収して広場整備が一応終わるわけでございますけれども、先ほど市長から申し上げましたように、自由通路あるいは駅舎が非常に北側へ移つたと、そういうこともございまして、できれば北側へ理想的には東口の駅広がちょうど四千平米ほどございまして、やっぱりあの程度の広場スペースが必要なわけでございますけれども、なかなか駅広という一番価値のある土地でございますので、どこまでスペースをとれるかわかりませんが、できるだけ自由通路あるいは駅舎、そういったもの

を考慮した利用者の利便等を考慮した形での広場計画を、それを一応立てていきたいと、そのように考えております。

それから、中水道の關係でございすけれど、中水道につきましても先ほど市長が申し上げましたように、公共事業としての中水道の整備と、それから今それぞれ新宿の高層ビルの所をお話を申し上げましたけれど、施設ごとの中水道、そういった形がありまして、現在はそういう公共事業としての取り組みはしておりません。それぞれ施設の節水もさることながら、いわゆる経済効果、そういったものを期待しながら整備していると、そういうのが実情でございす。

仕組みといたしましては、いわゆる雑排水、それを処理をしてトイレ等の処理に使うとか、そういう方法と、それから今お話が出ましたけれど、新宿の場合は、処理場の水を導入をしまして、それで処理をしていると、そういう状況でございす。

仮に市内でそういった希望があった場合と、そういうふうな御質問でございすけれど、その場合は、たまたまそれに見合う資料はございませんけれど、東京都の方で、いわゆる雑用水処理と、そういうような形での手引き等がございすので、そういったものでできるだけそういう処置ができる施設については指導と申しますか、御説明をしていきたい、そんなように考えております。以上でございす。

○十五番（加藤謹之助君） それでは、いろんなことをお願いしたいことが十分あるのでございすけれども、御要望する以外にないと思うので、検討していただきたいと思うことでございすけれども、もしできるようならぜひひとつやっていただきたいことがございすので、要望させていただきます。

前回の質問の仲村君の質問の中に、第一小学校を第八小学校予定地に移転すると、その跡地に市の庁舎を建設して、西口周辺に市の施行による整備を行い、商業者の負担軽減を図りながら商業者の開発事業に対して積極的に働きかけてほしいという助言をいただいているわけでございす。

それで、このたび東京都では都の美術館の敷地を物色中とのことですが、ぜひ当市の西口周辺のまちづくりの計画の中に候補地として検討していただきたい。そして誘致を都に要請していただきたいと思ひます。また、これは福生駅の整備事業とあわせて第四街区、第三街区への働きかけの詰めのためであります。いわゆる西口開発をあわせて都の美術館等の実現を進めていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

それから、仲村君が言われた第一小学校の跡へ市庁舎を持って来いということでも、私は、個人的に

は美術館を併用したシェルターとバスのターミナルがあったらいいんではないかなということでも、現在、第一小学校は青梅線以东から約七割の児童が青梅線の踏切を通って第一小学校に通学しているのです。いつ、いかなるときにも事故が起きるかわかりません。どうか八小を開校して七割の児童を、交通安全に対して考慮していただき、事故のないように努力していただきたいと思ひます。

また、伝統のある第一小学校ですが、百年も続いた学校ですが、時代の流れでまちの中心に学校があるということとは不自然で調和がとれません。ぜひお考えになっていただき、例えば第一小学校を廃校したならばバスのターミナルを建てて歩行者の安全を図り、購買力のある商業圏をつくるということが必要ではないかと思ひます。

また、前にも申しましたように、一応有事の際の非難場所として、第一小学校の地下にシェルターをつくって平常時の際は駐車場ということで市民の安全を守るよう、こんなこともお考えになっていただきたいと思ひます。

また雑駁な質問でございすけれども、ぜひ積極的にこのようなことを御検討いただきたいと思ひます。

また、中水道についてはまだこれからのことでございすので、非常に経費のかかることだと思ひますので、この程度にとどめますけれども、どうかよろしく私の要望を何とか実現させていただけるよう要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田治男君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（森田治男君） 日程第二議案第六号福生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第六号福生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

御案内のように、本条例は昭和二十六年に制定され、施行以来一度の改正も行うことなく現在に至っているわけでございます。その後、時代の推移とともにその時代に即応した条例の改正が望まれるようになりました。特に最近におきまし

ではモーターゼーションの発達によりまして、制定当時においては予測をされていなかった交通事故が起り得る危険性というのが非常に多くなった昨今でございます。つきましては、今回新たに職員の失職例外事項を設けまして、その措置の緩和をいたそうとするものでございます。

それでは、条文の内容について説明いたします。

まず、本条例の題名でございますが、今回の失職に関する例外規定を加えたことによりまして、その題名を福生市の一般職の職員の分限に関する条例というように改めようとするものでございます。

次に、第一条でございますが、第五条関連におきまして、新たに失職の例外について必要な事項を定めるものとして、この点を追加すると同時に、条文の整備をするために全文を改めようとするものでございます。

次に、第二条、第三条でございますが、これは句読点あるいは用語等について、条文の整備を行おうとするものでございます。

次に、第五条でございますが、本条がこのたび条例改正をお願いを申し上げます主たる提案の理由でございます。失職の例外について規定をしようとするものでありまして、市の職員が、地方公務員法第十六条第二号に該当するに至った場合、言いかえますと職員が禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでは職員となり得ないということになっておりまして、刑が確定した時点で自然発生的に職を失うということになっておりますが、同法同条第四項におきまして、条例に特別の定めがある場合を除くほかという規定がございます。して、地方自治体にその特例をゆだねておりまして、都及び他市におきましても年々条例改正が行われております関係上、当市におきましても、一定の条件の範囲で特例を設けようとするものでございまして、その刑に係る原因が、公務上または通勤途上の過失によるものであり、かつ刑の執行を猶予されているものであるときは、情状により特に失職をしないことができるという市長の裁量権を認め、その措置の緩和を図ろうとするものでございます。

次の第二項は、その者が刑の執行猶予を取り消されたとき、それは必然的に失職するという規定でございます。次の第六条は、この条例の施行について委任規定を定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。以上、甚だ難解な説明でございましたが、慎重御審議の上、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます、説

明を終わらせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第三議案第七号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第七号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。

まず提案の理由でございますが、非常勤の特別職の職員の報酬のうち、医師及び歯科医がその資格を持って従事をお願いいたします学校医等の報酬の引き上げをいたそうとするものでございます。例年、本件につきましては西多摩医師会と西多摩地区市町村との協議によりましてその報酬額が決定され、その額をもちまして西多摩地区の九カ市町村が統一的金額に改正をするという方法をとってきております。本年度におきましてもすでに協議が終わっておりまして、その金額に基づきまして当市の医師等の非常勤の特別職の報酬の額を改正いたそうとするものでございます。

次に、医師等の報酬額の改正でございますが、別表のように、金額にいたしました三百円から四千円、率にいたしました二・五％から四・三五％それぞれ改定をいたそうとするものでございます。

以上が改正の内容でございますが、本条例の改正に要します金額は、六十一年に比しまして百八万九千円の増額が予定されております。

なお、附則におきまして、本条例は、昭和六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。以上、甚だ雑駁な説明でございましたが、何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第四議案第二十七号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第二十七号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由並びに改正の内容について説明申し上げます。

今回の改正の主たる内容は、一般職の給与改定と給与の支払い方法に口座振替を加えるとともに、条文の整備を行おうとするものでございます。

御案内のように、昭和六十一年度の給与改定につきましては、国の人事院は二・三二%、東京都の人事委員会におきま

しては二・二三%の引き上げ勧告を行ったところでございます。国や都におきましては、これらの勧告に基づきまして、既に勧告どおりの引き上げ率をもってそれぞれ給与が改定されたところでございます。

このような情勢の中にございまして、国や都に対します給与水準を配慮をいたしながら本給与の改定について検討を重ねてまいりました。その結果、東京都の職員並みの二・二三%の引き上げ率をもって本条例の改正をお願いしようとするものでございます。

なお、参考でございますが、都下の二十六市の改定率につきましては、国家公務員並みの引き上げ率二・三二%の市が大半でございます。都並みの引き上げ率の二・二三%については、当市ほか三市ほどに相なっております。

それでは、改正の条文の内容について説明を申し上げます。

まず、第一条でございますが、職員の給与に関する条例準則に準拠しました条文整備を行おうとするものでございまして、福生市の一般職の職員の給与に關し、必要な事項を定めるものと、本条を全面改正をしようとするものでございます。次に、第二条でございますが、給与の支払い方法を規定したものでございまして、今回、新たに職員から申し出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる、という旨を追加したものでございます。

第二項といたしまして、口座振替に關する必要な細部の事項につきましては、市の規則で定めるといふように規定をさせていただきます。

次に、第九条第三項でございますが、この条例は扶養手当の規定でございまして、配偶者の扶養手当を二千円引き上げまして、東京都と同額の一万六千円に引き上げようとするものでございます。

次に、別表の改正でございますが、この別表が今回の給与改定の主たるものでございまして、給与等の基準をなすものでございます。

まず、改定される表上の数値を申し上げさせていただきますと、表全体では二・一四%、職員一人当たり五千五百九十円の引き上げとなっております。また、この表を適用いたしましたとして、実際におのおの等級号給に該当いたします職員をもって実際の改定額を算出いたしますと、一等級が二・一九%のアップで七千五百三十九円、それから二等級が二・〇%のアップで六千九十三円、それから三等級が二%のアップで四千二百六十六円、四等級が二・二五%のアップで五千六百十七円、五等級が二・二四%で四千六百二十円。職員全体では二・〇七%でございまして、約五千十三円の引き上げと相

なっております。

なお、本改定に当たりまして、従前より御指摘をちょうだいしておりますところの給与体系でございますが、職務の責任と複雑性を配慮し、若干ではございますが、その趣旨に沿って改定してまいったところでございます。

以上の数値を基準内給与で見ますと、実質の引き上げ率は、給料において一・七三％、扶養手当等の諸手当を含めて〇・五％、合計をいたしまして二・二三％の引き上げとなりまして、この率が、いわゆるベースアップの率二・二三％というところに相なるわけでございます。

次に、改定後の初任給でございますが、高校卒——四等級一号俸ということになりますが、二千三百円引き上げまして十万八千九百円、短大卒、これは四等級三号俸になりますが、二千五百円引き上げて十二万円、それから大学卒、これが四等級五号俸に当たりますが、二千七百円引き上げまして十三万一千七百円にそれぞれ改定することになります。

なお、給与改定に伴います財源については、各会計とも当初予算におきまして二％の財源の留保をしておりますので、その金額に差し引き調整をするものでございますが、本改定に要する経費といたしましては一般会計、さらに特別会計を合わせまして約五千五百八十万円が見込まれまして、補正予算額におきましては留保額を差し引きしますと、全会計で約八百二十二万九千円の補正額と相なります。

次に、附則でございますが、第一項及び第二項は、改正条例の施行期日等について規定したものでございまして、本条例は、公布の日から施行する。それから、ただし書きといたしまして、口座振替の規定につきましては、実施の準備期間も必要といたしますために、昭和六十二年七月一日からそれぞれ施行いたしまして、さらに、第九条第三項の扶養手当及び給料の改正規定につきましては、昭和六十一年四月一日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

それから、次に第三項でございますが、これは給料の内払いについて定めたものでございまして、改正前の条例の規定に基づいて、昭和六十一年四月一日から、この条例施行の日の前日までの間に支払われました職員の給与については、改正後の規定によりまして支払われる給与の内払いであるというように規定をしたものでございます。

以上、甚だ雑駁な説明でございましたが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（森田治男君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）

以上で質疑を終わります。

五 お諮りいたします。

○ただいま議題となっております議案第二十七号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君）

二時十分まで休憩いたします。

午後二時

休憩

午後二時十二分 開議

○議長（森田治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程第五議案第八号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君）

御指名によりまして、議案第八号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、御承知のとおり、このたび第三市営住宅、これは武蔵野台の二丁目一三番地——建てかえに際しまして、公営住宅建設基準に基づき第三市営住宅敷地内に児童遊園が設置され、利用に供するため本条例を改正しようとするものでございます。

現在の児童遊園、これ入れますと十五カ所になります。規模といたしましては、面積は四百九十二・二七平方メートルで、設備といたしましては、ブランコ、すべり台、砂場、便所、水飲み場等が設置されております。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

別表中「熊牛稲荷児童遊園」の次に、新たに「武蔵野台第三児童遊園 福生市武蔵野台二丁目一四番地一」に改めたい。附則につきましては、この条例は、六十二年の四月一日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重審議を賜りまして原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

○議長（森田治男君） 以上で議案第八号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第六議案第九号福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 生子国利君登壇）

○福祉部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第九号福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、災害援助資金の貸付限度額が引き上げられたことに伴い、第十条の貸付限度額を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、まず、十条第一項の表以外の部分、いわゆる災害援助資金の貸し付けの限度額でございます。

で、「百八十万円」を「二百五十万円」に改める。

次の表中でございますが、これは被害の種類、程度等によってそれぞれの金額の貸付金額が定められておりますが、これを下段の一番前の「六十万円」を「百万円」というふうに、それぞれ下段の表のように直すこととでございます。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行いたしましたので、改正後の福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和六十一年七月の十日から適用ということになっておりますが、この七月の十日は鹿児島市の梅雨前線豪雨災害を指しております。したがって、これらの救済をするために適用が七月の十日というふうになっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重審議を賜りまして、原案を御可決くださりますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第七議案第十号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 古谷正夫君登壇）

○市民部長（古谷正夫君） 御指名をいただきまして、議案第十号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

昭和六十二年の国民健康保険事業を円滑に運営するためには、昨年と同様、税率等の見直しが必要な状況でございます。

す。したがしまして、一部一般会計からの繰入金を増額していただきながら、対前年比見込み調停で平均一二・五％の人当たり負担増をお願いするものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

第二条につきましては限度額でございまして、現行「二十八万円」を「三十五万円」に改め、七万円の引き上げをお願いするものでございます。

次に、第四条につきましては資産割を「百分の二十六」を「百分の二十四」に改めようとするもので、二％の引き下げとなります。

次に、第五条でございしますが、均等割額で、現行「五千四百円」を「八千四百円」に改め、一人につき三千円の増額をお願いしようとするものでございます。

第十二条でございしますが、国民健康保険税の減額を規定した条文でございしますが、第二条、第五条の改正に伴い、「二十八万円」を「三十五万円」にするともに、均等割額の六割減額を「三千二百四十円」を「五千四十円」に、四割減額「二千六百六十円」を「三千三百六十円」に改めようとするものでございます。

次に、施行期日につきましては、この条例は、六十二年四月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、昭和六十二年度分の国民健康保険税から適用し、昭和六十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、参考までに国保運営協議会の御答申もいただいているものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって議案第十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（森田治男君）

日程第八議案第十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。三三二四

一案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君）

御指名をいただきましたので、議案第十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、武蔵野台西公園並びに武蔵野橋公園を新たに設置したことに伴います改正でございします。

武蔵野台西公園につきましては、敷地面積千三百四十四・八四平方メートルであり、仮称都営福生武蔵野台公園として昭和六十年九月二日締結した仮引き継ぎに関する覚書に基づきまして維持管理を行ってまいりましたが、このたび東京都の財産処分手続事務を完了いたしましたので、昭和六十一年十二月の十二日に締結した土地等譲与契約書によりまして、福生市に正式に譲与されたものでございます。

武蔵野橋公園につきましては、敷地面積八百三十四・五九平方メートルであり、仮称武蔵野橋公園として整備してまいりましたが、この二月末をもって完成をいたしました。

改正内容であります、別表の「陸公園」の次に、名称「武蔵野台西公園」、位置「福生市武蔵野台二丁目一七番地五四」及び名称「武蔵野橋公園」、位置「福生市大字熊川一三九五番地八」をつけ加えようとするものでございます。

附則におきましては、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（森田治男君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。